別表六の二（二十四）付表　記載要領

１　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の６の２第２項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

２　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　⑻」の欄は、法第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額）の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載すること。

別表六の二の表中

所得金額又は欠損金額（別表四「47の①」）

を

所得金額又は欠損金額（別表四「48の①」）

に改める。

別表七㈠の表中

欠損金額（別表四「47の①」）

を

欠損金額（別表四「48の①」）

に、

当期の欠損金額（別表四「47の①」）

を

当期の欠損金額（別表四「48の①」）

に改める。

別表七の二の表中

連結欠損金額（別表四の二「54の①」）

を

連結欠損金額（別表四の二「55の①」）

に改める。

別表七の二付表一の表中

連結欠損金額（別表四の二「54の①」）
個別欠損金額（別表四の二付表「54の①」）

を

連結欠損金額（別表四の二「55の①」）
個別欠損金額（別表四の二付表「55の①」）

に改め、同表の記載要領第七号中「設備廃棄等欠損金額（租税特別措置法第68条の98第１項ただし書（中小連結法人の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用）に規定する設備廃棄等欠損金額」を「特定設備廃棄等欠損金額（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）附則第105条第２項（中小連結法人の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置）に規定する特定設備廃棄等欠損金額」に、「設備廃棄等欠損金額に」を「特定設備廃棄等欠損金額に」に改め、同号㈠中「設備廃棄等欠損金額」を「特定設備廃棄等欠損金額」に、「「連結欠損金額（別表四の二「54の①」）㉑」」を「「連結欠損金額（別表四の二「55の①」）㉑」」に改め、同号㈡イ中「に係る」の次に「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第121号）による改正前の」を加え、同号㈢中「設備廃棄等欠損金額」を「特定設備廃棄等欠損金額」に改める。

別表七の二付表二の表中

仮決算による連結中間申告の連結欠損金額（連結中間申告の別表四の二「54の①」）

を

仮決算による連結中間申告の連結欠損金額（連結中間申告の別表四の二「55の①」）

に改める。

別表七の二付表五の記載要領第三号㈢に後段として次のように加える。

この場合において、別表十の二㈢「20」の欄に金額の記載があるときは、当該金額を含めて記載すること。

別表六㈠の表中

国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、関連者等に係る支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 （別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「24」のうち多い金額）又は（別表十七(二の二)「29」と別表十七の三(二)「17」のうち多い金額）	5

を

国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、関連者等に係る支払利子等若しくは対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 （（別表十七(一)「35」と（別表十七(二の二)「24」又は別表十七(二の五)「27」）のうち多い金額）又は（（別表十七(二の二)「29」又は別表十七(二の五)「32」）と別表十七の三(二)「17」のうち多い金額））	5

に、

国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、関連者等に係る支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 （別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「24」のうち多い金額）又は（別表十七(二の二)「29」と別表十七の三(二)「17」のうち多い金額）

入額は恒の利 のう 表十	17

を

国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、関連者等に係る支払利子等若しくは対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 （（別表十七(一)「35」と（別表十七(二の二)「24」又は別表十七(二の五)「27」）のうち多い金額）又は（（別表十七(二の二)「29」又は別表十七(二の五)「32」）と別表十七の三(二)「17」のうち多い金額））	17

に改める。

別表六㈠の次に次の一表を加える。